

確認申請に添付するチェックリスト（木造1，2階建て戸建て用）

注）図面番号欄に，計画建物の設計図書に明示している図面番号を記載して下さい。
 確認審査欄には，何も記載しないでください。

（意匠関連）

適用される規定	設計図書の種別	明示すべき事項等	図面番号	確認審査
全般	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物		
	配置図	縮尺及び方位		
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別		
		擁壁の設置その他安全上適当な措置		
		土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ		
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類		
	各階平面図	縮尺、方位及び間取		
		各室の用途及び床面積		
		壁及び筋かいの位置及び種類		
		通し柱及び開口部の位置		
		延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造		
	床面積求積図	縮尺、方位及び間取		
		申請に係る建築物が法第3条第2項の規定により法第28条の2（令第137条の4の2に規定する基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物である場合であつて当該建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この項において「増築等」という。）をしようとするときにあつては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う令第137条の4の3第3号に規定する措置		
	二面以上の立面図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式		
		縮尺		
	二面以上の断面図	開口部の位置		
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造（法第62条第1項本文に規定する建築物のうち、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものについては、縮尺、開口部の位置及び構造並びに外壁及び軒裏の構造）		
	地盤面算出表	縮尺		
		地盤面		
	基礎伏図	各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ		
建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ				
各階床伏図	地盤面を算出するための算定式			
	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法			
小屋伏図				
	構造詳細図			
法第28条第1項及び第4項（居室の採光）	配置図	敷地の接する道路の位置及び幅員並びに令第20条第2項第1号に規定する公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の位置及び幅 令第20条第2項第1号に規定する水平距離		
	各階平面図	法第28条第1項に規定する開口部の位置及び面積		
	二面以上の立面図	令第20条第2項第1号に規定する垂直距離		
	二面以上の断面図	令第20条第2項第1号に規定する垂直距離		
	開口部の採光に有効な部分の面積を算定した際の計算書	居室の床面積 開口部の採光に有効な部分の面積及びその算定方法		
法第28条の2（石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置）	各階平面図	給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置 外壁の開口部に設ける建具（通気ができる空隙のあるものに限る。）の構造		
	使用建築材料表	内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び面積 内装の仕上げの部分の面積に、内装の仕上げに用いる建築材料の種類に応じ令第20条の7第1項第4号の表の（一）項又は（二）項に定める数値を乗じて得た面積の合計		
	有効換気量又は有効換気換算量を算定した際の計算書	有効換気量又は有効換気換算量及びその算定方法 換気回数及び必要有効換気量		
法第29条（地階における住宅等の居室）	各階平面図	令第22条の2第1号イに規定する開口部、令第20条の2に規定する技術的基準に適合する換気設備又は居室内の湿度を調整する設備の位置		
	外壁等の構造詳細図	直接土に接する外壁、床及び屋根又はこれらの部分の構造及び材料の種類		
	開口部の換気に有効な部分の面積を算定した際の計算書	居室の床面積 開口部の換気に有効な部分の面積及びその算出方法		
令第2章第2節	二面以上の断面図	最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法		
		換気孔の位置 ねずみの侵入を防ぐための設備の設置状況		

法第36条 (この章の規定を実施し、又は補足するために必要な技術的基準)	令第2章第3節	各階平面図	階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の位置及び構造 令第27条に規定する階段の設置状況		
		二面以上の断面図	階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の構造		
	令第109条の2の2	層間変形角計算書	層間変位の計算に用いる地震力		
			地震力によつて各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法 各階及び各方向の層間変形角の算出方法		
	令第109条の2の2ただし書	防火上有害な変形、き裂その他の損傷に関する図書	令第109条の2の2ただし書に規定する計算又は実験による検証内容		
	令第115条	各階平面図	煙突の位置及び構造		
二面以上の立面図		煙突の位置及び高さ			
二面以上の断面図		煙突の位置及び構造			
法第37条 (建築材料の品質)	使用建築材料表	建築物の基礎、主要構造部及び令第144条の3に規定する部分に使用する指定建築材料の種別 指定建築材料を使用する部分 使用する指定建築材料の品質が適合する日本工業規格又は日本農林規格及び当該規格に適合することを証する事項 日本工業規格又は日本農林規格の規格に適合することを証明する事項 使用する指定建築材料が国土交通大臣の認定を受けたものである場合は認定番号			
法第43条 (敷地と道路との関係)	付近見取図	敷地の位置			
		隣地にある建築物の位置及び用途			
	配置図	敷地の道路に接する部分及びその長さ			
	第1項ただし書	法第43条第1項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
法第44条 (道路内の建築制限)	付近見取図	敷地の位置			
		隣地にある建築物の位置及び用途			
	二面以上の断面図	敷地境界線 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類			
	第1項第2号から第4号まで	法第44条第1項第2号若しくは第4号の許可又は第3号の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可又は認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
法第48条 (用途地域)	付近見取図	敷地の位置			
		隣地にある建築物の位置及び用途			
		配置図	用途地域の境界線		
		危険物の数量表	危険物の種類及び数量		
	工場・事業調書	事業の種類			
	第1項から第12項までのただし書	法第48条第1項から第12項までのただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
法第52条 (容積率)	付近見取図	敷地の位置			
		隣地にある建築物の位置及び用途			
		配置図	指定された容積率の数値の異なる地域の境界線 法第52条第12項の壁面線等 令第135条の18に掲げる建築物の部分の位置、高さ及び構造		
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算定式		
	第8項	法第52条第8項第2号に規定する空地のうち道路に接して有効な部分(以下「道路に接して有効な部分」という。)の配置図	敷地境界線		
			法第52条第8項第2号に規定する空地の面積及び位置		
			道路に接して有効な部分の面積及び位置		
			敷地内における工作物の位置 敷地の接する道路の位置 令第135条の16第3項の表(イ)欄各項に掲げる地域の境界線		
	第9項	法第52条第9項に規定する特定道路(以下単に「特定道路」という。)の配置図	敷地境界線		
			前面道路及び前面道路が接続する特定道路の位置及び幅員 当該特定道路から敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長		
第10項、第11項又は第14項	法第52条第10項、第11項又は第14項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			
法第53条 (建ぺい率)	付近見取図	敷地の位置			
		隣地にある建築物の位置及び用途			
	配置図	用途地域の境界線			
		防火地域の境界線			
敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算定式				

第7項	令第135条の6第1項第1号に規定する道路高さ制限適合建築物（以下「道路高さ制限適合建築物」という。）の配置図	擁壁の位置		
		土地の高低		
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類		
		前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ		
		申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の前面道路の境界線からの後退距離		
		道路制限勾配が異なる地域等の境界線		
		令第132条又は第134条第2項に規定する区域の境界線		
		令第135条の9に規定する位置及び当該位置の間の距離		
		申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物について令第135条の9に規定する位置ごとに算定した天空率（令第135条の5に規定する天空率をいう。以下同じ。）		
		縮尺		
		前面道路の路面の中心の高さ		
		前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ		
	令第135条の2第2項の規定により特定行政庁が規則で定める高さ			
	擁壁の位置			
	土地の高低			
	令第135条の9に規定する位置からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ			
	申請に係る建築物と道路高さ制限適合建築物の天空率の差が最も近い算定位置（以下「道路高さ制限近接点」という。）における水平投影位置確認表	前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ		
	道路高さ制限近接点における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空図（天空図の半径は10センチメートル以上とする。）	道路高さ制限近接点から申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角		
	道路高さ制限近接点における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空図（天空図の半径は10センチメートル以上とする。）	水平投影面		
	道路高さ制限近接点における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空図（天空図の半径は10センチメートル以上とする。）	天空率		
	道路高さ制限近接点における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空率を算定するための算式			
	縮尺			
	敷地境界線			
	敷地内における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の位置			
	擁壁の位置			
	土地の高低			
	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類			
	地盤面からの申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ			
	法第56条第1項第2号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離			
	令第135条の7第1項第2号に規定する隣地高さ制限適合建築物の隣地境界線からの後退距離			
	隣地制限勾配が異なる地域等の境界線			
	高低差区分区域の境界線			
	令第135条の10に規定する位置及び当該位置の間の距離			
	申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物について令第135条の10に規定する位置ごとに算定した天空率			
	縮尺			
	地盤面			
	地盤面からの申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ			
	令第135条の3第2項の規定により特定行政庁が規則に定める高さ			
	擁壁の位置			
	土地の高低			
	高低差区分区域の境界線			
	令第135条の10に規定する位置からの申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ			
	申請に係る建築物と隣地高さ制限適合建築物の天空率の差が最も近い算定位置（以下「隣地高さ制限近接点」という。）における水平投影位置確認表	申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ		
	隣地高さ制限近接点における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空図（天空図の半径は10センチメートル以上とする。）	隣地高さ制限近接点から申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角		
	隣地高さ制限近接点における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空図（天空図の半径は10センチメートル以上とする。）	水平投影面		
	隣地高さ制限近接点における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空図（天空図の半径は10センチメートル以上とする。）	天空率		
	隣地高さ制限近接点における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空率を算定するための算式			
	縮尺			
	敷地境界線			

	令第135条の8第1項の規定により想定する建築物（以下「北側高さ制限適合建築物」という。）の配置図	敷地内における申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の位置		
		擁壁の位置		
		土地の高低		
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類		
		地盤面からの申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ		
		北側制限高さが異なる地域の境界線		
		高低差区分区域の境界線		
		令第135条の11に規定する位置及び当該位置間の距離		
	北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図	申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物について令第135条の11に規定する位置ごとに算定した天空率		
		縮尺		
		地盤面		
		地盤面からの申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ		
		令第135条の4第2項の規定により特定行政庁が規則に定める高さ		
		擁壁の位置		
		土地の高低		
申請に係る建築物と北側高さ制限適合建築物の天空率の差が最も近い算定位置（以下「北側高さ制限近接点」という。）における水平投影位置確認表	申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ			
	北側高さ制限近接点から申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角			
	水平投影面			
	天空率			
北側高さ制限近接点における申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の天空図（天空図の半径は10センチメートル以上とする。）	申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の天空率を算定するための算式			
	申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の天空率			
令第131条の2第2項又は第3項又は第3項	令第131条の2第2項又は第3項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る申請に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
法第56条の2（日影による中高層の建築物の高さの制限）	付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途		
	配置図	建築物の各部分の高さ		
		軒の高さ		
		地盤面の異なる区域の境界線		
		敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員 建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離		
	日影図	縮尺及び方位		
		敷地境界線		
		法第56条の2第1項の対象区域の境界線		
		法別表第4(イ)欄の各項に掲げる地域又は区域の境界線		
		高層住居誘導地区又は都市再生特別地区の境界線		
		日影時間の異なる区域の境界線		
		敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員		
		敷地内における建築物の位置		
		平均地盤面からの建築物の各部分の高さ		
		建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離		
法第56条の2第1項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線（以下この表において「測定線」という。）				
建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで（道の区域内にあつては、午前9時から午後3時まで）の各時刻に水平面に生じさせる日影の形状				
建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで（道の区域内にあつては、午前9時から午後3時まで）の間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間				
建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで（道の区域内にあつては、午前9時から午後3時まで）の間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線				
土地の高低				
日影形状算定表	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式			
二面以上の断面図	平均地盤面			
	地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ			
	隣地又はこれに接続する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面			
平均地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式			

	第1項ただし書	法第56条の2第1項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
法第57条 (高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和)		付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途		
		配置図	道路の位置		
	第1項	二面以上の断面図	道路の位置		
		法第57条第1項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
法第57条の2 (特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例)		付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途		
		配置図	特例敷地の位置		
法第57条の4 (特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度)		付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途		
		配置図	地盤面の異なる区域の境界線 特例容積率適用地区の境界線		
	第1項ただし書	二面以上の断面図	建築物の各部分の高さ 土地の高低		
		法第57条の4第1項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
法第57条の5 (高層住居誘導地区)		付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途		
		配置図	高層住居誘導地区の境界線		
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式		
	法第57条の5第3項	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨		
法第58条 (高度地区)		付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途		
		配置図	地盤面の異なる区域の境界線 高度地区の境界線		
	第1項第3号又は第4項	二面以上の断面図	高度地区の境界線 土地の高低		
		法第59条第1項第3号又は第4項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
法第59条 (高度利用地区)		付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途		
		配置図	高度利用地区の境界線		
			高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置		
			申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置		
	第1項第3号又は第4項	二面以上の断面図	高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置		
		敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式		
法第59条の2 (敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例)		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式		
		法第59条の2第1項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
法第60条 (特定街区)		付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途		
		配置図	地盤面の異なる区域の境界線		
	特定街区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置				
	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置				
	国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置				
	第1項第3号又は第4項	二面以上の断面図	特定街区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置		
敷地面積求積図		敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式			
		付近見取図	敷地の位置 隣地にある建築物の位置及び用途		

法第60条の2 (都市再生特別地区)	配置図	都市再生特別地区の境界線		
		都市再生特別地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置		
		申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置		
		国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置		
	二面以上の断面図	都市再生特別地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置		
		都市再生特別地区の境界線		
		土地の高低		
敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式			
建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式			
第1項第3号	法第60条の2第1項第3号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
法第61条 (防火地域内の建築物)	各階平面図	開口部及び防火設備の位置		
		耐力壁及び非耐力壁の位置		
	耐火構造等の構造詳細図	外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ		
ただし書	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法		
法第62条 (準防火地域内の建築物)	第1項	配置図	令第136条の2第1号に規定する隣地境界線等及び道路中心線の位置	
		各階平面図	開口部及び防火設備の位置	
			令第136条の2第8号に規定する区画の位置	
		二面以上の断面図	換気孔の位置及び面積	
			窓の位置及び面積	
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、軒裏、床及びその直下の天井、屋根及びその直下の天井の断面並びに防火設備の構造、材料の種別及び寸法		
	第2項	配置図	延焼のおそれのある部分の門又は塀の位置	
		二面以上の立面図	延焼のおそれのある部分の門又は塀の位置	
耐火構造等の構造詳細図		外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法		
法第63条(屋根)	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法		
法第64条 (外壁の開口部の防火戸)	各階平面図	開口部及び防火設備の位置		
	耐火構造等の構造詳細図	外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ		
法第65条(隣地境界線に接する外壁)	配置図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法		
	耐火構造等の構造詳細図	隣地境界線の位置		
法第66条 (看板等の防火措置)	配置図	外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法		
	二面以上の立面図	看板等の位置		
	耐火構造等の構造詳細図	看板等の高さ		
法第67条 (建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置)	配置図	看板等の材料の種別		
	配置図	防火地域又は準防火地域の境界線		
	各階平面図	防火壁の位置		
法第68条の3 (再開発等促進区等内の制限の緩和等)	耐火構造等の構造詳細図	防火壁の断面の構造、材料の種別及び寸法		
	法第68条の3第1項から第3項までの認定又は第4項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
法第68条の4 (建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例)	法第68条の4の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
法第68条の5の2 (高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例)	法第68条の5の2第2項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
法第68条の5の4 (区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例)	法第68条の5の4第1項又は第2項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		
法第68条の5の5 (地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例)	法第68条の5の5の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		

法第68条の7 (予定道路の指定)	法第68条の7第5項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			
法第84条の2 (簡易な構造の建築物に対する制限の緩和)	配置図	敷地境界線の位置			
	各階平面図	壁及び開口部の位置			
		延焼のおそれのある部分			
	二面以上の立面図	常時開放されている開口部の位置			
	二面以上の断面図	掘その他これに類するもの高さ及び材料の種別			
耐火構造等の構造詳細図	柱、はり、外壁及び屋根の断面の構造及び材料の種別				
	令第136条の10第3号八に規定する屋根の構造				
法第85条 (仮設建築物に対する制限の緩和)	法第85条第5項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	仮設建築物の許可の内容に関する事項			
法第85条の2 (景観重要建築物である建築物に対する制限の緩和)	景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により景観重要建築物として指定されていることの確認に必要な図書	景観重要建築物としての指定の内容に関する事項			
法第85条の3 (伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和)	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第143条第1項後段に規定する条例の内容に適合することの確認に必要な図書	当該条例に係る制限の緩和の内容に関する事項			
法第86条 (一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)	法第86条第1項若しくは第2項の認定又は法第3項若しくは第4項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			
法第86条の2 (公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等)	法第86条の2第1項の認定又は法第86条の2第2項若しくは第3項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			
法第86条の4 (一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例)	法第86条第1項から第4項まで又は法第86条の2第1項から第3項までの認定又は許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法			
法第86条の6 (一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取り消し)	法第86条の6第2項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項			
法86条の7 (既存の建築物に対する制限の緩和)	既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項			
令第137条の2(構造耐力関係)	令第137条の2第1号イ又は口の規定の内容に適合することの確認に必要な図書	令第137条の2第1号イ又は口に規定する構造方法の内容に関する事項			
	各階平面図	増築又は改築に係る部分			
		増築又は改築に係る部分			
	令第137条の4の3(石綿関係)	各階平面図	石綿が添加されている部分		
		二面以上の断面図	石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置		
	令第137条の7(用途地域関係)	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式		
		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式		
		危険物の数量表	危険物の種類及び数量		
	工場・事業調書	事業の種類			
		令第137条の9(高度利用地区又は都市再生特別地区関係)	各階平面図	改築に係る部分	
	令第137条の10(防火地域及び特定防災街区整備地区関係)	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式		
		建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式		
	令第137条の11(準防火地域関係)	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法		
		各階平面図	基準時以後の増築又は改築に係る部分		
	令第137条の14	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法		
面積表		基準時以後の増築又は改築に係る部分			
令第137条の14	各階平面図	防火設備の位置			
	二面以上の断面図	令第137条の14第1号に規定する構造方法			
耐火構造等の構造詳細図	床又は壁の断面の構造、材料の種別及び寸法				
法第86条の9第2項 (公共事業の施行等による敷地面積の減少についての第3条等の規定の準用)	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨			

消防法第9条	消防法第9条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例に係る規定の内容に関する事項		
消防法第9条の2	各階平面図	住宅用防災機器の位置及び種類		
	消防法第9条の2の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防の為に必要な事項に係る事項		
屋外広告物法第3条	屋外広告物法第3条第1項から第3項までの条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る広告物の表示又は掲出物件の設置に関する事項		
屋外広告物法第4条	屋外広告物法第4条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る広告物の表示又は掲出物件の設置に関する事項		
屋外広告物法第5条	屋外広告物法第5条の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る広告物の形状、面積、意匠その他表示の方法又は掲出物件の形状その他設置の方法に関する事項		
港湾法第40条第1項	港湾法第40条第1項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物その他の構築物に関する事項		
宅地造成等規制法第8条第1項	宅地造成等規制法第8条第1項の規定に適合していることを証する書面	宅地造成等規制法第8条第1項の規定に適合していること		
宅地造成等規制法第12条第1項	宅地造成等規制法第12条第1項の規定に適合していることを証する書面	宅地造成等規制法第12条第1項の規定に適合していること		
都市計画法第29条第1項、第2項	都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に適合していること		
都市計画法第35条の2第1項	都市計画法第35条の2第1項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第35条の2第1項の規定に適合していること		
都市計画法第41条第2項	都市計画法第41条第2項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第41条第2項の規定に適合していること		
都市計画法第42条	都市計画法第42条の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第42条の規定に適合していること		
都市計画法第43条第1項	都市計画法第43条第1項の規定に適合していることを証する書面	都市計画法第43条第1項の規定に適合していること		
都市計画法第53条第1項	都市計画法第53条第1項の許可を受けたことの確認に必要な図書	都市計画法第53条第1項の規定に適合していること		
都市緑地法第35条	都市緑地法第35条の規定に適合していることを証する書面	都市緑地法第35条の規定に適合していること		
都市緑地法第36条	都市緑地法第36条の規定に適合していることを証する書面	都市緑地法第36条の規定に適合していること		
都市緑地法第39条第1項	都市緑地法第39条第2項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物の緑化率に関する事項		
壁、柱、床その他の建築物の部分の構造を法第2条第7号の認定を受けたものとする建築物		法第2条第7号に係る認定書の写し		
壁、柱、床その他の建築物の部分の構造を法第2条第7号の2の認定を受けたものとする建築物		法第2条第7号の2に係る認定書の写し		
建築物の外壁又は軒裏の構造を法第2条第8号の認定を受けたものとする建築物		法第2条第8号に係る認定書の写し		
法第2条第9号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物		法第2条第9号に係る認定書の写し		
防火設備を法第2条第9号の2口の認定を受けたものとする建築物		法第2条第9号の2口に係る認定書の写し		
法第20条第2号イ及び第3号イの認定を受けたものとするプログラムによる構造計算によつて安全性を確かめた建築物		法第20条第2号イ及び第3号イに係る認定書の写し		
法第28条の2第2号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物		法第28条の2第2号に係る認定書の写し		
屋根の構造を法第63条の認定を受けたものとする建築物		法第63条に係る認定書の写し		
防火設備を法第64条の認定を受けたものとする建築物		法第64条に係る認定書の写し		
令第1条第5号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物		令第1条第5号に係る認定書の写し		
令第1条第6号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物		令第1条第6号に係る認定書の写し		

令第20条の7第1項第2号の表の認定を受けたものとする居室を有する建築物	令第20条の7第1項第2号の表に係る認定書の写し		
令第20条の7第2項の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物	令第20条の7第2項に係る認定書の写し		
令第20条の7第3項の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物	令第20条の7第3項に係る認定書の写し		
令第20条の7第4項の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物	令第20条の7第4項に係る認定書の写し		
令第20条の8第2項の認定を受けたものとする居室を有する建築物	令第20条の8第2項に係る認定書の写し		
令第20条の9の認定を受けたものとする居室を有する建築物	令第20条の9に係る認定書の写し		
煙突の周囲にある建築物の部分を令第115条第1項第3号口の認定を受けたものとする建築物	令第115条第1項第3号口に係る認定書の写し		
防火設備を令第145条第1項第2号の認定を受けたものとする建築物	令第145条第1項第2号に係る認定書の写し		
施行規則第1条の3第1項第1号イ又は同号口(1)若しくは(2)の認定を受けたものとする建築物又は建築物の部分	施行規則第1条の3第1項第1号イ又は同号口(1)若しくは(2)に係る認定書の写し		
(備考)			

(構造関連)

適用される規定	設計図書の種別	明示すべき事項等	図面番号	確認審査		
法第20条 (構造耐力)	令第3章第2節 (構造部材等)	各階平面図	一 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 二 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法			
		二面以上の立面図	一 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 二 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法			
		二面以上の断面図	一 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 二 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法			
		基礎伏図	一 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法 二 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法			
		構造詳細図	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取り付け部分の構造方法			
		使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分のうち特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防錆若しくは摩損防止の措置			
		基礎・地盤説明書	支持地盤の種別及び位置			
			基礎の種類			
			基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置			
			基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法			
	木ぐい及び常水面の位置					
	施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置				
	令第39条第2項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第39条第2項の構造方法への適合性審査に必要な事項				
	令第3章第3節 (木造)	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法			
二面以上の立面図		構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法				
二面以上の断面図		構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法				
基礎伏図		構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法				
各階床伏図		構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法				
小屋伏図		構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法				
二面以上の軸組図		構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法				
		屋根ふき材の種別				
	柱の有効細長比					

	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法		
		構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法		
		外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地		
		構造耐力上主要な部分である部材の地面から1m以内の部分の防錆又は防蟻措置		
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質		
令第3章第7節の2 (構造方法に関する補則)	令第46条第4項、令第47条第1項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項		
		令第47条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
令第3章第7節の2 (構造方法に関する補則)	令第80条の2又は令第80条の3の規定に適合することの確認に必要な図書	令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		
		令第80条の3に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項		

(設備関連)

適用される規定	設計図書の種別	明示すべき事項等	図面番号	確認審査
法第28条第2項～第4項 (居室の換気)	各階平面図	居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積		
		給気機又は給気口の位置		
		排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置		
		かまど、こんろその他設備器具の位置、種別及び発熱量		
		火を使用する室に関する換気経路		
	二面以上の断面図	給気機又は給気口の位置		
		排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置		
	換気設備の様式書	中央管理方式の空調設備の有効換気量		
	換気設備の構造詳細図	排気筒の立上り部分及び頂部の構造		
		給気機の外気取り入れ口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備の構造		
直接外気に開放された給気口又は排気口に設ける換気扇の構造				
中央管理方式の空調設備の空気浄化装置に設ける濾過材、フィルターその他これらに類するものの構造				
給気口及び排気口の有効開口面積を算定した際の計算書	給気口及び排気口の有効開口面積及びその算定方法			
	排気筒の有効断面積			
	給気口の中心から排気筒の頂部の外気に開放された部分の中心までの高さ			
中央管理方式の空調設備の給気機又は排気機の給気又は排気能力を算定した際の計算書	中央管理方式の空調設備の給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算定方法			
	換気経路の全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。)及びその算定方法			
換気設備の使用材料表	風道に用いる材料の種別			
法第31条第1項 (便所)	配置図	排水ます及び公共下水道の位置		
		くみ取便所の便槽及び井戸の位置		
	各階平面図	便所に設ける採光及び換気のため直接外気に接する窓の位置又は当該窓に代わる設備の位置及び構造		
		便所に接するくみ取便所の部分		
	便所の構造詳細図	便槽の構造		
		便器及び小便器から便槽までの汚水管の構造		
		水洗便所以外の大便所に設ける窓その他換気のための開口部の構造		
		便槽の種類及び構造		
		改良便槽の貯留槽に設ける掃除するための穴の位置及び構造		
		くみ取便所に講じる防水モルタル塗その他これに類する防水の措置		
くみ取便所のくみ取口の位置及び構造				
便所の断面図	改良便槽の貯留槽の構造			
	汚水の温度の低下を防止するための措置			
便所の使用材料表	便器及び小便器から便槽までの汚水管に用いる材料の種別			
	耐水材料で造り、防水モルタル塗その他これに類する有効な防水の措置を講じる便槽の部分			
井戸の断面図	令第34条ただし書きの適用に係る井戸の構造			
井戸の使用材料表	令第34条ただし書きの適用に係る井戸の不浸透質で造られている部分			
法第31条第2項 (便所)	配置図	浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法		
		浄化槽の汚物処理性能		
	浄化槽の様式書	浄化槽の処理対象人員及びその算出方法		
		浄化槽の処理方式		
浄化槽の構造詳細図	浄化槽の各槽の有効容量			
	浄化槽の構造			
法第34条第1項 (昇降機)	各階平面図	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の位置		
	昇降機の構造詳細図	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の構造		
法第36条 (この章)		建築物の外部の給水タンク等の位置		

(この章の規定を実施し、又は補足するために必要な技術的基準)

令第129条の2の5	配置図	配管設備の種類及び配置 給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びにくみ取便所の便槽、浄化槽、排水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する管を除く。）、ガソリタンクその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離（給水タンク等の底が地盤面下にある場合に限る。）		
	各階平面図	配管設備の種類及び配置		
		給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置及び構造		
		給水タンク等の位置及び構造		
		建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況		
		ガス栓及びガス漏れ警報設備の位置		
	二面以上の断面図	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の構造		
		給水タンク等の位置及び構造		
		建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況		
		ガス栓及びガス漏れ警報設備の位置		
	配管設備の構造詳細図	配管設備の構造		
		腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置		
		圧力タンク及び給湯設備の安全装置の構造		
		水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部の構造		
		給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置		
		金属製の給水タンク及び貯水タンクに講じたさび止めのための措置		
		排水のための配管設備の容量及びその算定方法並びに傾斜		
配管設備に講じた排水トラップ、通気管等の設置等の措置				
配管設備の覆いの有無				
飲料水の配管設備に設ける活性炭等の濾材その他これに類するものを内蔵した装置の位置及び構造				
給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置				
給水タンク等に設けるマンホールの位置及び構造				
給水タンク等（圧力タンクを除く。）に設けるオーバーフロー管の位置及び構造				
オーバーフロー管から水が逆流するおそれがある場所に設置する給水タンク等の場合は、浸水を容易に覚知することができるよう講じた措置				
給水タンク等（圧力タンクを除く。）の設ける通気のための装置の位置及び構造又は給水タンク等（圧力タンクを除く。）の容量				
排水槽（排水を一時的に滞留させるための槽をいう。）の構造				
排水トラップ及び阻集器の位置及び構造				
ガス栓及びガス漏れ警報設備の構造				
配管設備の系統図	配管設備の種類、配置及び構造			
	配管設備の末端の連結先			
	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置			
	給水管の止水弁の位置			
	排水トラップ、阻集器及び通気管の位置			
配管設備の使用材料表	配管設備に用いる材料の種類			
風道の構造詳細図	風道の構造			
	防火設備及び特定防火設備の位置			
各階平面図	エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置			
	エレベーターの機械室の出入口の構造			
	エレベーターの機械室に通ずる階段の構造			
	エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さない部分の構造			
床面積求積図	エレベーターの機械室の床面積及び昇降路の水平投影面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式			
エレベーターの仕様書	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあつては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員			
	昇降行程			
	エレベーターのかごの定格速度			
エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの構造			
	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造			
	非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造			
	エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法			
	エレベーターの制御器の構造			
	エレベーターの安全装置の位置及び構造			
乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあつては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置				

令第129条の3第1項第1号及び第2項第1号並びに第129条の4から第129条の5

第129条の11	エレベーターのかご、昇降路及び機械室の断面図	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあつては、出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかごの床先と昇降路の壁との水平距離		
		エレベーターの昇降路内の突出物の種別、位置及び構造		
		エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距離		
		エレベーターの機械室に通ずる階段の構造		
	エレベーター強度検証法により検証した際の計算書	固定荷重及び積載荷重によつて主要な支持部分等に生ずる力		
		主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度		
		主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度		
		独立してかごを支え、又は吊ることができる部分の材料の破断強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度		
	エレベーターの荷重を算定した際の計算書	エレベーターの各部の固定荷重		
		エレベーターのかごの積載荷重及びその算出方法		
		エレベーターのかごの床面積		
	エレベーターの使用材料表	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸（構造上軽微な部分を除く。）に用いる材料の種別		
エレベーターの機械室の出入口に用いる材料				
令第129条の3第1項第3号及び第2項第3号並びに第129条の13	各階平面図	小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の位置		
	小荷物専用昇降機の構造詳細図	小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造		
		小荷物専用昇降機の安全装置の位置及び構造		
小荷物専用昇降機の使用材料表	小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸に用いる材料の種別			
高圧ガス保安法第24条	各階平面図	一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第52条に規定する燃焼器に接続する配管の配置		
		一般高圧ガス保安規則第52条に規定する家庭用設備の位置		
	家庭用設備の構造詳細図	閉止弁と燃焼器との間の配管の構造 硬質管以外の管と硬質管とを接続する部分の締付状況		
ガス事業法第40条の4	各階平面図	ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第108条第1号に規定する燃焼器（以下この項において単に「燃焼器」という。）の排気筒又は排気フードの位置		
		給気口その他給気有効な開口部の位置及び構造		
		密閉燃焼式の燃焼器の給排気部の位置及び構造		
		燃焼器の排気筒の高さ		
	二面以上の断面図	燃焼器の排気筒又は密閉燃焼式の燃焼器の給排気部が外壁を貫通する箇所の構造		
	消費機器の仕様書	燃焼器の種類		
		ガスの消費量		
		燃焼器出口の排気ガスの温度		
		特定地下街等又は特定地下室等に設置する燃焼器と接続するガス栓における過流出安全機構の有無		
		ガス事業法施行規則第108条第10号に規定する自動ガス遮断装置の有無		
		ガス事業法施行規則第108条第10号に規定するガス漏れ警報装置の有無		
消費機器の構造詳細図	燃焼器の排気筒の構造及び取付状況			
	燃焼器の排気筒を構成する各部の接続部並びに排気筒及び排気扇の接続部の取付状況			
	燃焼器と直接接続する排気扇と燃焼器との取付状況			
	密閉燃焼式の燃焼器の給排気部（排気に係るものに限る。）を構成する各部の接続部並びに給排気部及び燃焼器のケーシングの接続部の取付状況			
	燃焼器の排気筒に接続する排気扇が停止した場合に燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断する装置の位置			
	ガス事業法施行規則第106条第2号イに規定する建物区分のうち特定地下街等又は特定地下室等に設置する燃焼器とガス栓との接続状況			
消費機器の使用材料表	燃焼器の排気筒に用いる材料の種別			
	燃焼器の排気筒に接続する排気扇に用いる材料の種別			
	密閉燃焼式の燃焼器の給排気部（排気に係るものに限る。）に用いる材料の種別			
水道法第16条	給水装置の構造詳細図	水道法第16条に規定する給水装置（以下この項において単に「給水装置」という。）の構造		
	給水装置の使用材料表	給水装置の材質		
下水道法第10条第1項	配置図	下水道法第10条第1項に規定する排水設備（以下この項において単に「排水設備」という。）の位置		
	排水設備の構造詳細図	排水設備の構造		
下水道法第30条第1項	配置図	下水道法第30条第1項に規定する排水施設（以下この項において単に「排水施設」という。）の位置		
	排水施設の構造詳細図	排水施設の構造		
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の2	配置図	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第18条第1号に規定する貯蔵設備及び同条第3号に規定する貯槽並びに第1条第6号に規定する第一種保安物件及び同条第7号に規定する第二種保安物件の位置		
		供給管の配置		

	供給設備の仕様書	貯蔵設備の貯蔵能力		
		貯蔵設備、気化装置及び調整器が供給しうる液化石油ガスの数量		
		一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量		
	供給設備の構造詳細図	貯蔵設備の構造		
		バルブ、集合装置、気化装置、供給管及びガス栓の構造		
	供給設備の使用材料表	貯蔵設備に用いる材料の種別		
	消費設備の構造詳細図	消費設備の構造		
特定都市河川浸水被害対策法第8条	配置図	特定都市河川浸水被害対策法第八条に規定する排水設備（以下この項において単に「排水設備」という。）の配置		
	特定都市河川浸水被害対策法第8条の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る排水設備に関する事項		
法第31条第2項の認定を受けたものとする構造の尿浄化槽		法第31条第2項に係る認定書の写し		
令第20条の2第1項第1号二の認定を受けたものとする構造の換気設備		令第20条の2第1項第1号二に係る認定書の写し		
令第20条の3第2項第1号口の認定を受けたものとする構造の換気設備		令第20条の3第2項第1号口に係る認定書の写し		
令第20条の8第1項第1号口（1）の認定を受けたものとする構造の居室内の空気を浄化して供給する方式を用いる機械換気設備		令第20条の8第1項第1号口（1）に係る認定書の写し		
令第20条の8第1項第1号八の認定を受けたものとする構造の中央管理方式の空調設備		令第20条の8第1項第1号八に係る認定書の写し		
令第35条第1項の認定を受けたものとする構造の合併処理浄化槽		令第35条第1項に係る認定書の写し		
令第115条第1項第3号口に規定する認定を受けたものとする構造の煙突		令第115条第1項第3号口に係る認定書の写し		
令第129条の4第1項第3号の認定を受けたものとする構造のかご及び主要な支持部分を有するエレベーター		令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し		
令第129条の8第2項の認定を受けたものとする構造の制御器を有するエレベーター		令第129条の8第2項に係る認定書の写し		
令第129条の10第2項の認定を受けたものとする構造の制動装置を有するエレベーター		令第129条の10第2項に係る認定書の写し		
(備考)				